

## 地域振興委員長報告 (第 98 回定例会 9 月定例会議)

令和 2 年 9 月 1 8 日

去る 9 月 1 日に開議された本会議において、本委員会に付託されました議案について、9 日に地域振興委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

議第 91 号、議第 93 号、議第 94 号

以上、議決案件 3 件につきまして、いずれも全会一致で執行部提出原案どおり可決すべきものと決しました。

主な審査の経過について報告いたします。

「議第 91 号 安来市下水道使用料条例の一部を改正する条例制定について」、執行部より「人口減少や節水機器普及による使用料の伸び悩み、維持管理費の増加、資本費平準化債の借入限度額の減少により、一般会計からの繰入金が増加している。公営企業の基本である受益者負担の原則から、過度な一般会計からの繰入は、税の公平性という観点から好ましくないとの考えに基づき、下水道使用料等審議会を経て、下水道使用料の金額を一律 20% 引き上げるものである。当面の経営目標として、料金で賄う経費のうち、50%を料金収入で、残りの 50%を一般会計からの繰入金で賄うこととする」との説明がありました。

委員からの「一般会計からの繰入金の割合は、他市と比較するとどうか」という質疑に対し、執行部からは「経費回収率を見ると、類似団体と比較してほぼ平均並みであることから、繰入金の割合も類似団体と同程度ではないかと判断をしている」と答弁がありました。

また、「下水道使用料金を上げつつ、引き続き一般会計からの繰入も行わないと、経営ができないという考え方でよいか」と確認したところ、執行部からは「そのとおりである」との答弁がありました。

以上、地域振興委員長報告といたします。